

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査は、犯罪被害者等基本計画(第4 2. 調査研究の推進等(3)及び第5 1. 国民の理解の増進(14))に基づき、被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の経過等を把握することを目的とする。調査結果については主に以下について検討を行う。

-
- 1) 犯罪被害者等の置かれた状況の把握及び状況改善に必要な事項についての検討
 - 2) 犯罪被害類型別での被害者の状況の比較、分析
 - 3) 犯罪被害者等基本計画の着実な推進が、犯罪被害者等の置かれた状況の改善にもたらした効果の測定(次年度以降)
-

初年度たる本年度は、主として1)及び2)の把握を主眼とする。3)については次年度以降検討を行う予定とする。本調査結果は、犯罪被害者等の置かれた状況に関する様々な広報・啓発活動にも活用する。

2. 企画分析会議について

本調査研究の企画及び分析は、次の企画分析会議構成員が行なった。企画分析会議は全5回開催された。

また、調査票作成等の際に3名の協力員から随時意見聴取を行った。

企画分析会議構成員及び協力員（構成員は五十音順）

座長	椎橋 隆幸（中央大学法科大学院法学部教授）
構成員	照山 美知子（社団法人いばらき被害者支援センター事務局長）
	中島 聡美（国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長）
	松村 恒夫（全国犯罪被害者の会幹事）
	藤田 悟郎（科学警察研究所犯罪行動科学部捜査支援研究室長）
	高津 守（内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官）
協力員	井手 渉（全国交通事故遺族の会会長）
	北原 浩一（NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会会長）
	辰野 文理（国士舘大学法学部准教授）

※所属及び役職名は、平成20年3月末日時点のものである。

第1章 調査概要

3. 調査方法

以下の2種類の調査を実施した。詳細は、パネル調査は第2章、Web 調査は第3章に示す。

- (1) 被害者支援団体を通じて実施するパネル調査（同一人物への継続調査）
- (2) モニターを利用した Web 調査（単年度調査）

	パネル調査(継続調査)	Web 調査(単年度調査)
調査方法	被害者支援団体を通じて実施する、郵送回収によるアンケート調査	モニターを利用した、Web によるアンケート調査
調査対象	a. 全国被害者支援ネットワーク加盟団体 46 団体 b. a. 以外の被害者支援団体、自助グループ等 60 団体 a 及び b いずれかに相談または参加した、過去 10 年以内に被害にあわれた、身体犯、交通事故及び性犯罪の被害者本人またはそのご家族・ご遺族 ^{*1}	調査会社モニター（Yahoo!モニター）の、過去 10 年以内に被害にあわれた、身体犯、交通事故及び性犯罪の被害者本人またはそのご家族・ご遺族 ^{*1}
調査対象者人数	発送数 581、有効回収数 187 うち、殺人・傷害等 61、交通事故による被害 96、性犯罪による被害 25。	スクリーニング [※] 回収数 17,960、スクリーニング [※] 後発送数 943、有効回収数 583 うち、殺人・傷害等 70、交通事故による被害 452、性犯罪による被害 57。
調査実施期間	2008 年 1 月 15 日～2008 年 2 月 4 日	2008 年 1 月 15 日～2008 年 1 月 28 日

* 1 調査対象者の被害類型の詳細

身体犯一般 : 殺人、傷害等の暴力犯罪

交通事故 : 危険運転致死傷、業務上過失致死傷

性犯罪 : 未遂を含む強かん・強制わいせつ、痴漢等の条例違反

4. 調査項目

- ・ 基本属性について
- ・ 身体・精神状況について
- ・ 経済状況について
- ・ 生活状況について
- ・ 支援及び制度の利用率、満足度について
- ・ 二次的被害について
- ・ 今後実現・充実させていくことが望ましい施策・事業について

5. 被害者の方々の手記について

本調査にあたり、調査結果の報告と併せて掲載すべき手記を、被害者支援団体等を通じて募集したところ、22 通と多数の応募をいただいた。頁数の関係から、報告書自体への掲載は限定せざるを得なかったが、ご了解を得られた方の手記については、内閣府ホームページ上に掲載することとした。

6. 報告書を読む際の留意点

(1) 調査結果の数値は回答率 (%) で示している。%の母数はその質問に回答した数または分類別（類型別等）の数で、「サンプル数」または「n」であらわしている。

(2) 割合は小数点第 2 位で四捨五入し、小数点第 1 位までを示している。よって、○は 1 つだけの質問であっても、回答比率の合計値が 100.0%にならない場合がある。また、複数回答の質問は、回答比率の合計値が 100.0%を超える場合がある。

(3) 本文やグラフ・数表上の選択肢の表記は、語句を簡略化している場合がある。正確な表現は巻末にある調査票を参照のこと。

(4) 調査結果の割合で 0.5%未満のものに関してはグラフに数値を表示させていない。

7. 調査結果について

1) 全般の傾向について

パネル調査、Web 調査ともに、全体的結果として大きな差異はそれほど認められず、一定の傾向を示すことができたと言える。傾向は似ているものの、精神的苦痛や不調を訴える人の割合はパネル調査で特に高くなっていた。ただし両調査ともにサンプル数（回収数）が多くないこともあり、結果については傾向差を見ることにとどめ、実態との相違が見られる回答傾向の設問に関するデータは参考値と考えることが妥当だと考えられる。

2) 調査対象者について

パネル調査は 187 の有効回答があり、うち殺人・傷害等が 61、交通事故による被害が 96、性犯罪による被害が 25 であった。性別はいずれの類型でも女性が多く、回答者の平均年齢は殺人・傷害等が 52.8 歳、交通事故による被害が 51.9 歳、性犯罪による被害が 40.4 歳であった。被害からの経過年数（被害にあった時から現在までの年数）の平均は殺人・傷害等が約 5 年、交通事故による被害が約 5 年 1 か月、性犯罪による被害が約 4 年 4 ヶ月であった。

Web 調査は 583 の有効回答があり、うち殺人・傷害等が 70、交通事故による被害が 452、性犯罪による被害が 57 であった。性別は殺人・傷害等及び交通事故では男女比が同程度で、性犯罪は女性が多かった。回答者の平均年齢は殺人・傷害等が 44.5 歳、交通事故による被害が 45.3 歳、性犯罪による被害が 39.1 歳であった。被害からの経過年数の平均は殺人・傷害等が約 4 年 5 か月、交通事故による被害が約 4 年、性犯罪による被害が約 5 年 2 ヶ月であった。

本調査では被害者のプライバシー保護及び安全確保、二次的被害防止の観点から、アンケートを送付して回答いただいた方だけを調査対象とする手法を採用した（具体的な調査方法については各章を参照のこと）。そのため、一般的な調査と比較すると調査対象者群にはやや偏りが生じる結果となり、調査結果にその影響が反映された設問も見受けられた。例えば、パネル調査ではご遺族の回答が 6 割を超える一方で、ご本人は少なくなっている。一方、Web 調査ではご遺族の割合が少なくなっている。

3) 各設問の調査結果について(パネル調査、Web 調査)

◆身体・精神状況について(問1～8) ①◆

健康上の問題**問1 過去30日間の、健康上の問題の有無****問2 健康上の問題と事件との関連度合い【ベース: 過去30日間に健康上の問題があった人】****問7 健康上の問題の解決策【ベース:【ベース: 過去30日間に健康上の問題があった人】**

健康上の問題があったと認識している割合はパネル調査では過半数を超え、Web 調査では 4 割弱をしめた。パネル調査では、健康上の問題が事件と関係していると回答した人が大半であるのに対し、Web 調査では事件と全く関係がないと回答した人が半数弱にのぼる。

解決策は、両調査ともに「医療機関に通った」人が最も多く、約 7 割をしめている。

精神的な問題や悩み**問3 過去30日間の、精神的な問題や悩みの有無****問4 精神的な問題や悩みと事件との関連度合い【ベース: 過去30日間に精神的な問題や悩みがあった人】****問8 精神的な問題や悩みの解決策【ベース:【ベース: 過去30日間に精神的な問題や悩みがあった人】**

精神的な問題や悩みがあったと認識している割合はパネル調査では 7 割を超え、Web 調査でも過半数に及び、健康上の問題よりも精神的な問題や悩みを抱えている人の方が多いうかがえる。健康上の問題と同様、パネル調査では精神的な問題や悩みが事件と関係していると回答した人がほとんどであったのに対し、Web 調査では半数弱にとどまる。両調査では被害からの経過年数の平均値に大きく差異はみられなかったが、事件との関連性に対する認識には違いがあると考えられる。

解決策については、パネル調査の殺人・傷害等及び交通事故の被害者は「自助グループに参加した」人の割合が最も高く、それぞれ 43.5%、53.3%にのぼった。性犯罪の被害者は「カウンセリングを受けたり相談したりした」人の割合が最も高く、55.0%であり、次いで「家族や知人に相談した」が高かった。

Web 調査ではいずれの類型でも「家族や知人に相談した」人の割合が高かったと同時に、「特に何もしていない」人も同割合をしめた。Web 調査の被害者は、医療機関やカウンセリング等の専門機関までは足を伸ばさず、身近な人に相談したり、身近な人への相談も十分にできていない人が多く存在している可能性がある。

◆身体・精神状況について(問1～8) ②◆

問5 過去30日間の、精神健康状態について【K6】

被害者等の精神健康状態の測定について、本調査では「K6」(Kessler ら、2002 年。日本語版は古川ら、2002 年)と呼ばれるうつ病、不安障害に対する効率的なスクリーニング項目を用いた。6つの設問の合計値(合計 30)が高いほど精神健康の問題があることが多いという意味となり、合計値 13 点以上が重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされている。

両調査の被害者ともに、合計値 13 点以上の重症精神障害の診断に該当する可能性が高い人が、パネル調査では約 8 割、Web 調査では約 3 割にのぼった。これらは、一般住民のうつ病や不安障害の有病率と比較して高い割合であり、特にパネル調査結果は極めて高い値と言える。

本設問で用いたK6は精神健康状態についての国際的な尺度であり、他調査結果とも比較が可能である。既存調査では主に訪問面接方式でのK6の結果であり、アンケート方式の本調査結果ではその点をふまえる必要はあるが、次年度以降も精神健康状態についての重要な指標として、慎重に推移を見てゆく必要がある。

問6 この1年間での、非就業日数

本調査では、「1年間に事件に関連すると思われること(事件による心身の不調や、刑事手続きなど)によって仕事や日常の生活が行えなくなった日」を非就業日として、その日数を数字で回答してもらった。

1年間のうち、パネル調査の被害者では約 4 ヶ月、Web 調査の被害者では約 20 日間、生活に支障をきたしていると認識しており、全体傾向として生活に支障をきたしている日数が多い結果となった。事件から数年以上経過した回答者が多いことをふまえると、事件からしばらく経った後も生活に支障をきたしている人が多いことがうかがえる。サンプル数が少ないためか、類型別での明らかな傾向は見られなかった。

ただし、標準偏差の高さからもうかがえるように、非就業日数の平均値については参考値とみるにとどめたい。次年度以降のデータ蓄積が望まれる。

◆経済状況について(問9～12) ①◆

問9 現在の生活の経済的な状況

全体的に、生活に困っていると回答した人が約 3 割を占めている。被害からの経過時間に関わらず、現在の経済状況に問題を抱えている人が多いことがうかがえる。(下「詳細分析1」参照)

パネル調査では、生活に困っていると回答した人の割合は性犯罪の被害者で最も高く、約 5 割に及ぶ。被害者との関係別にみると、いずれの被害でも本人、ご家族、ご遺族の順で生活に困っていると回答した人が多くなっている。

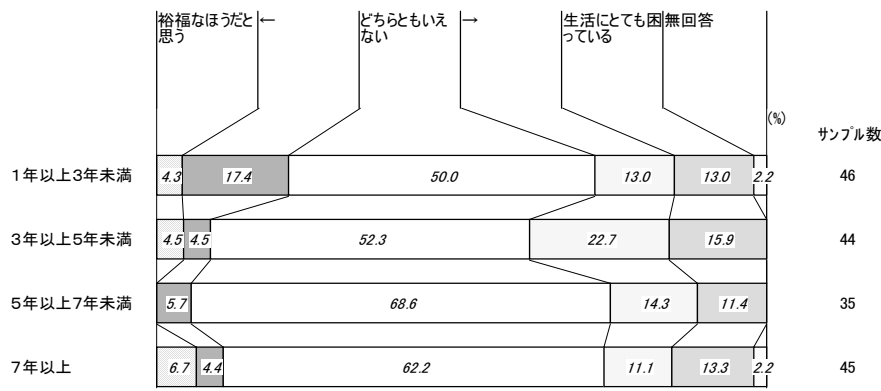
Web 調査では、類型や被害者との関係別で顕著な差は見られなかった。

【詳細分析1 被害からの経過年数と現在の経済的な状況の関係】

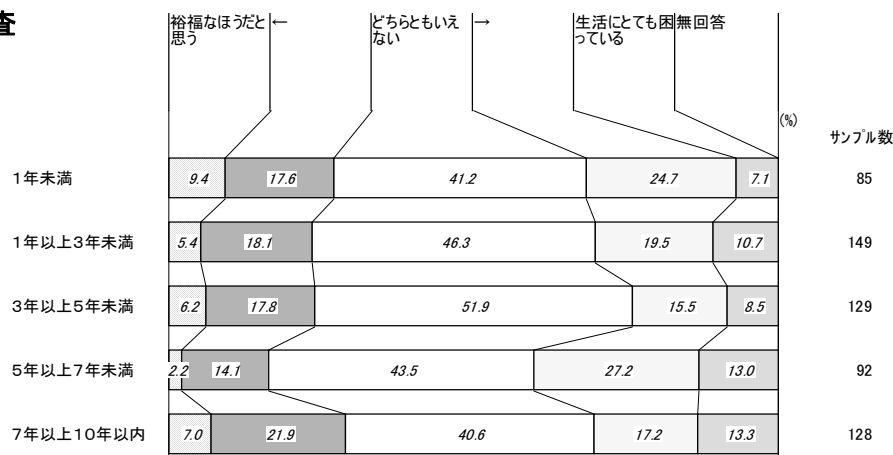
被害からの経過年数による現在の経済的な状況への影響を考察したところ、経過年数による状況の違いはみられなかった。被害から時間が経過しても、経済状況が改善されている人は少ないと考えられる。

パネル調査 (被害から1年未満は該当者なし)

問9 現在の生活の経済的な状況



Web 調査



◆経済状況について(問9～12) ②◆

問10 被害にあう前の年収(家族と同居していた場合は世帯収入)

両調査ともに、年収 300 万円未満と回答した割合が殺人・傷害等及び交通事故の被害者で約 2 割、性犯罪の被害者で約 4 割をしめた。

F16の現在の年収と比較すると、パネル調査ではいずれの被害においても年収が減少している傾向にあるが、Web 調査では事件後と現在で年収に大きな変化は見られなかった。

問11 事件後から現在までに受けた給付や支給と事件との関連性

パネル調査では、殺人・傷害等の被害者では「犯罪被害者等給付金の支給」や「生命保険の支給」で、交通事故の被害者では「自動車保険の支給」、「生命保険の支給」で、受けたと回答した人の割合が過半数を占める。「犯罪被害者等給付金の支給」や「自動車保険の支給」については、ご家族・ご遺族の方が、給付や支給を受けたと回答した人の割合が高い。一方で、性犯罪の被害者については、何らかの給付や支給を受けたと回答した人がほとんどいない結果となった。

Web 調査では、交通事故の被害者を除き、何らかの給付や支給を受けたと回答した人が1割に満たなかった。交通事故の被害者では「自動車保険の支給」や「生命保険の支給」で、受けたと回答した人の割合が高い。また、「自動車保険の支給」については、ご家族やご遺族の方が、給付や支給を受けたと回答した人の割合が高い。

両調査ともに「犯罪被害者等給付金の支給」を受けたと回答した人が少なかったが、殺人のご遺族については以前から、傷害等の被害者についても平成 18 年 4 月の制度改正によって(14 日以上入院要件が 3 日以上に緩和など)多くの被害者が受給要件を満たすに至っていることからすると、過去の被害者で当時の要件を満たしていなかった人、給付制度を認知していない人や、給付制度を知っていても申請をしていない人に加え、給付額に不満で給付されたと見なしていない人等も含まれていることが考えられる。また、性犯罪の被害者については、上記の制度改正によって、PTSD 等の精神疾患についても対象にしやすいよう改定がなされたところであり、今後の受給率の推移を見守ることとしたい。

受けた給付と事件との関係性については、大半の給付や支給について「事件と関連がある」と回答した人が多数を占めた。

◆経済状況について(問9～12) ③◆

問12 事件に関する様々な出来事の実験の有無

パネル調査では、交通事故の被害者において「事件に関して捜査が行われた」、「加害者が逮捕された」、「刑事裁判が行われた」、「実刑判決が確定した」といった捜査を始めとした一連の刑事事件の手続きを経験していると回答した人の割合が他類型よりも高い。性犯罪の被害者においては、「事件に関して捜査が行われた」と回答した人の割合が32%と他類型よりも少なく、被害を警察に届け出ない人が多いことがうかがえる。

Web 調査では、殺人・傷害等の被害者において「事件に関して捜査が行われた」と回答した人の割合が65.7%と他類型よりも高い。

特に Web 調査では顕著であるが、いずれの調査においても、捜査を始めとした一連の刑事事件の手続きを経験していると回答した人が、性犯罪の被害者を除きパネル調査で7割以下、Web 調査で半数以下と低率であった。また、加害者から謝罪や賠償を受けたと回答した人も殺人・傷害等及び性犯罪の被害者で約2割、交通事故の被害者で約3割にとどまっている。

一般に、死亡・重傷害の事件・事故について警察が認知しないことはごく例外的であり、これらの事件・事故が認知され、あるいは届出があった場合、何らかの捜査は実施されることが通常であることからすると、本項目の調査結果が実際の捜査等の状況を反映しているとは考えづらく、捜査等が行われていてもその実感に乏しい被害者も含まれていると考えられる。

同様に、重大事件が裁判になった場合、加害者が法廷等で謝罪の言葉を述べるケースが少なくないこと、特に交通事犯においては、自賠責保険等の制度により大半の事件で少なくとも賠償の一部支払いはなされるのが通例であることからすると、加害者から満足のいく謝罪や賠償を受けられていないと感じている被害者の多くが否定の回答をした可能性が示唆される。

また、いずれの項目についても Web 調査において「わからない」と回答した人の割合が3割程度を占めており、事件に関する情報を十分に把握できていない被害者が多数存在すること、被害者が事件情報を把握するに当たって被害者団体・支援団体等の民間団体が一定の役割を果たしていることがうかがわれる。

なお、被害者との関係別に見ると、パネル、Web いずれも顕著な差は見られなかった。

◆生活状況について(問13～16) ①◆

問13(1) 事件後の生活上の変化とその時期

パネル調査、Web 調査いずれも、「学校または仕事を辞めた、変えた」、「学校または仕事をしばらく休んだ」、「長期通院や入院をしたりするようになった」ことを経験したと回答した人が多い。特に事件から一年未満の間に経験したと回答した人が多く、事件後すぐに通学や通勤といった生活全般に関わることにについて支障をきたしてしまう人が多いと考えられる。

また、「家族間の信頼が深まった」、「家族間で不和が起こった」と回答した人の割合も高く、これらを事件から一～五年の間に経験したと回答した人がいずれの類型でも1割以上に及ぶことから、犯罪被害が家族間の関係性に長期にわたって影響を及ぼしていることがうかがえる。

類型別にみると、性犯罪では他類型に比べ、事件から五年未満の間に「転居(引越し)をした」、「学校や職場、地域の人々との関係が悪化した」ことを経験したと回答した人も多い。これは特に性犯罪の被害にあわれたご本人にあてはまり、事件後同じ居場所に住み続けることに困難を感じ、移動を余儀なくされた人が多いことがうかがえる。

また、Web 調査では、「家族間の信頼が深まった」ことについて、殺人・傷害等及び交通事故のご家族ご遺族で、経験したと回答した人の割合が高い。本調査では主観的な回復度合いを問う設問(後述、問16)でWeb 調査の回答者の方がパネル調査の回答者よりも回復傾向にある人が多いという結果となったが、家族の関係性と主観的な回復状況について何かしらの関連がある可能性が示唆される。(p13「詳細分析2」参考)

問13(2) 生活上の変化と事件との関連性

パネル調査、Web 調査ともに、通学・通勤に関する変化について、多くの人が事件と関連があると受けとめている。その他、パネル調査では家族間の関係性の変化についても、事件と関連があると回答した人の割合が高い。類型別に見ると、殺人・傷害等及び性犯罪の被害者のご本人で「退学・退職」と「転居(引越し)」について、事件と関連があると回答した人の割合が高くなっている。これらの生活上の変化は事件から一年未満の間に経験したと回答した人の割合が多い項目でもあり、事件後すぐに経験する可能性が高い生活の変化だともいえる。

◆生活状況について(問13～16) ②◆

問14 事件直後と比較した、状況の変化

両調査ともに、経済的な状況は、身体的な状況及び精神的な状況に比べて悪化傾向にあると回答した人の割合が概ね高くなっている。

「悪化した」または「やや悪化した」と答えた人に「変わらない」と答えた人を加えると、身体的な状況及び精神的な状況では 6 割、経済的な状況では 8 割に及んでおり、多くの被害者が現在まで十分に回復できていない状況にあると捉えることもできる。

Web 調査では、パネル調査よりも「変わらない」と回答した人の割合が高いものの、全体として回復傾向が高い結果となった。特に「もとどおり回復した」人の割合が全体の 2 割を占めていることが特徴的である。ただし、後述の全般的な回復度合いを尋ねる質問(問16)に対しては回復傾向にあると答えている人が過半数を超えていても、本設問のように個別の状況の回復度合いを尋ねる質問に対しては悪化したと回答している人が 3～4 割を占めており、個別の問題について回復に至れていない被害者が多数いることが示唆される。

問15 状況の悪化と事件との関連性【ベース:状況が悪化したと回答した人】

状況が悪化傾向だと回答した人のうち、「事件に関連する問題によって悪化した」と回答した人の割合は、パネル調査の殺人・傷害等及び交通事故の被害者では、身体的、精神的、経済的、いずれの状況についても 9 割にのぼり、性犯罪の被害者についても 6 割にのぼった。Web 調査でもいずれの類型についても 7 割を占め、事件と関連して状況の悪化がおこったと受けとめている被害者が多数存在することがうかがわれる。

問16 現在の主観的な回復度合い

現在の全般的な回復度合いについては、パネル調査、Web 調査ともに回復していない被害者が多数存在した。パネル調査では多くの被害者が現在まで十分に回復に向かっていない状況にあり、Web 調査では被害者の半数は現在までに少なからず回復に向かっている状況であった。問14と同様 Web 調査の方が回復傾向にある人が多い。

パネル調査では、殺人・傷害等及び交通事故の被害者では回復が得られていない人が約 8 割に及び、特に交通事故の被害者では「全く回復していない」人が 4 割弱を占めた。被害者との関係別では、殺人・傷害等及び交通事故のご家族・ご遺族で「全く回復していない」割合が高かった。

Web 調査では、いずれの類型でも本人よりもご家族・ご遺族の方が回復傾向にある人の割合が高かった。また、性犯罪の被害にあわれたご本人については、回復傾向にある人が他類型よりも少なくなっている。

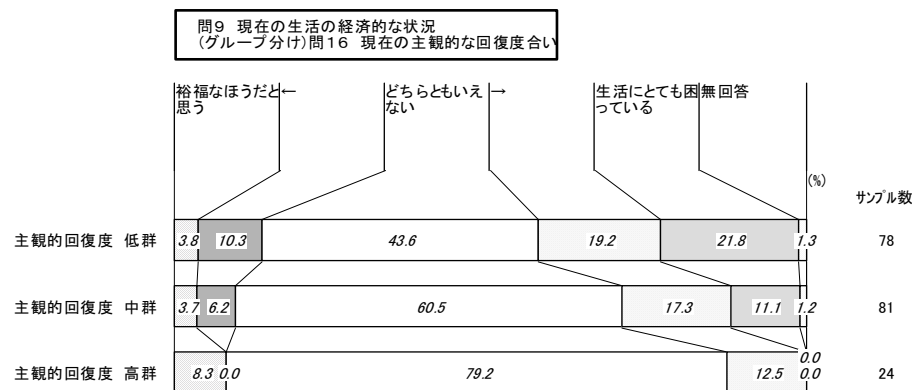
【詳細分析2 主観的回復度に及ぼす要因について】

(問16 主観的回復度の差異を及ぼす要因についての考察)

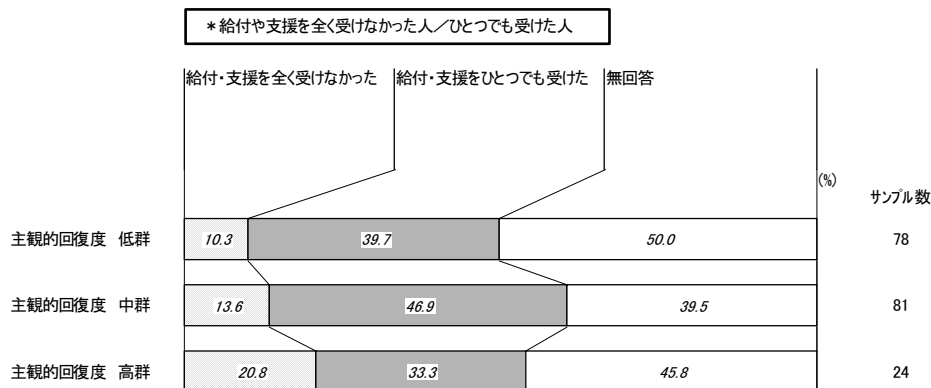
主観的回復度と経済的状況、生活上の変化の状況、二次的被害の状況の関連性を考察するため、パネル調査回答者の主観的回復度を「低群」、「中群」、「高群」の三群に分け、上記の項目との関連を分析した。なお、分類が多くなると各類型のサンプル数が少なくなるため、被害類型別の分析は行わなかった。

【経済的な状況との関連性】

現在の生活の経済的な状況をみると、いずれの群においても「どちらともいえない」との回答が最も多いが、主観的回復度が低い群の方が生活に困っていると回答した人が多い。

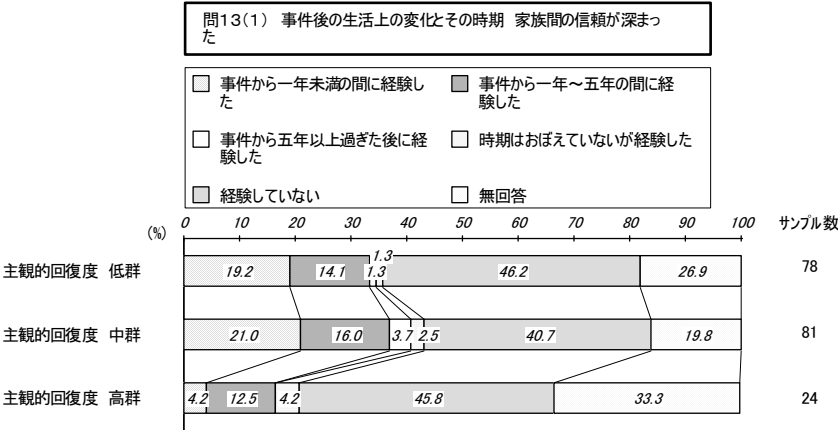


問11の受けた給付と支給について全て回答した人を対象に、設問肢の「給付・支給を全く受けなかった」と回答した人と「給付・支給をひとつでも受けた」と回答した人で分けたところ、主観的回復度が高い群の方が「全く受けなかった」と回答した割合が最も高いが、群による顕著な差はみられなかった。

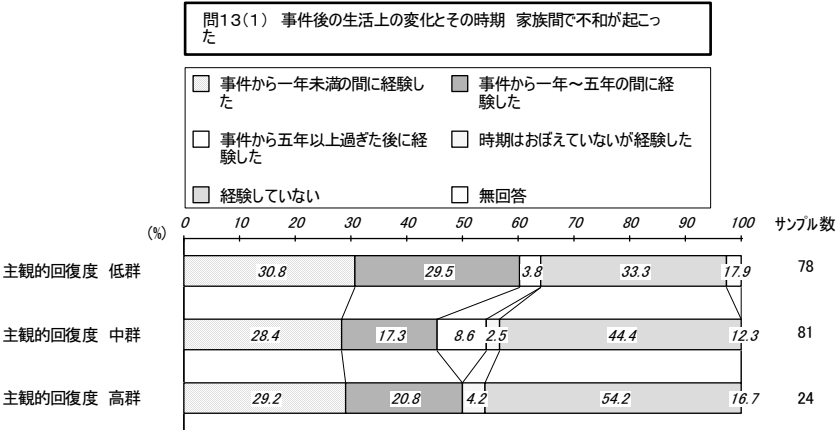


【家族に関する生活上の変化との関連性】

事件後の生活上の変化「家族間の信頼が深まった」をみると、いずれの群においても「経験していない」との回答が最も多いが、高群では経験した割合が低群、中群に比べて小さい。
(問13(1)は複数回答のため、合計が 100%を超えている項目もある。)

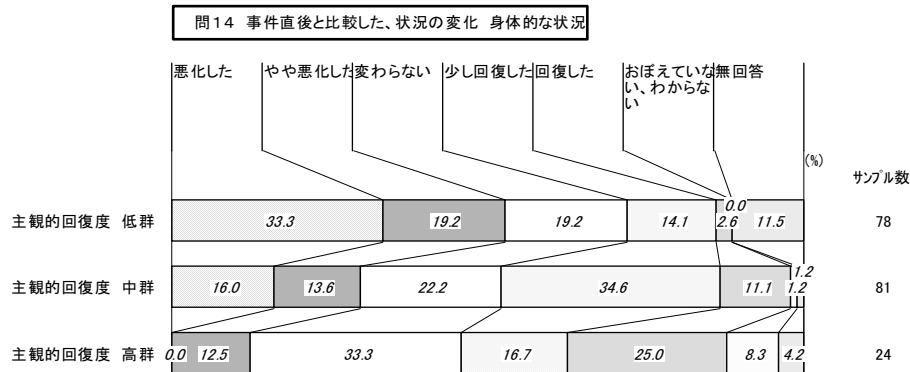


対して、生活上の変化「家族間で不和が起こった」をみると、いずれの群においても「経験していない」が最も多く、さらに回復度が高い群の方が経験していない割合が大きい。

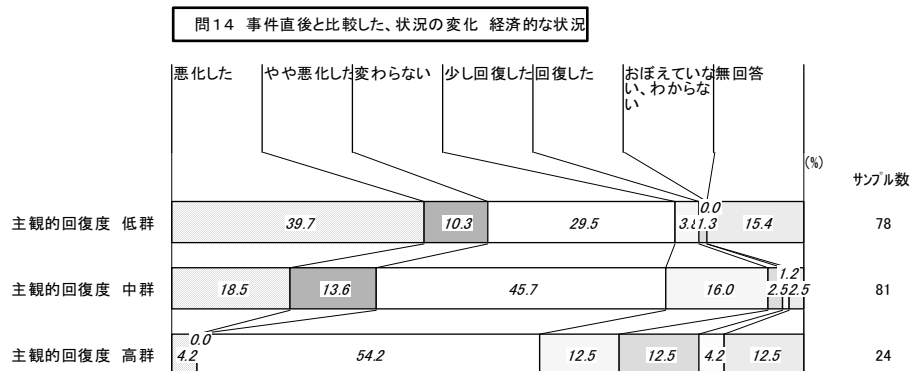


【事件直後と比較した状況の変化との関連性】

事件直後と比較した状況の変化「身体的な状況」をみると、回復度の低い群の方が悪化したと回答した人が多く、高群では「回復した」との割合が高い。

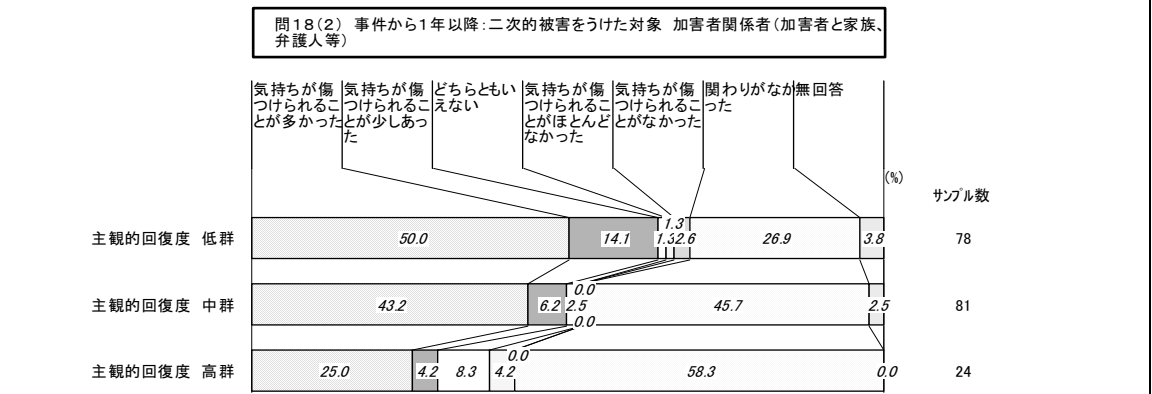


事件直後と比較した状況の変化「経済的な状況」をみると、回復度の低い群の方が悪化したと回答した人が多い。問 9「現在の生活の経済的な状況」と合わせて考えると、低群では生活が悪化し、現時点でも生活に困っている人の割合が高い。

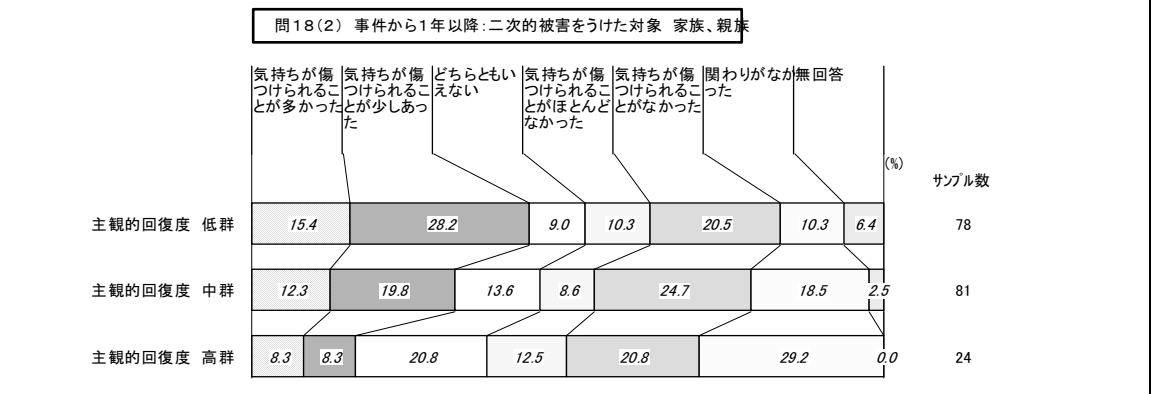


【二次的被害との関連性】

事件から 1 年以降に二次的被害を受けた対象「加害者関係者」をみると、回復度の低い群において気持ちが傷つけられることがあったとの回答が多い。



二次的被害を受けた対象「家族、親族」をみると、回復度の低い群において気持ちが傷つけられることがあったとの回答が多い。主観的回復度の低い群は、加害者関係者だけでなく家族、親族といった身近な対象からも二次的被害を受けている人が多いことがうかがえる。



◆支援及び制度の利用率、満足度について(問17)◆

問17 支援及び制度の利用率、満足度

パネル調査では、ほとんどの支援・制度で利用率は事件から1年以降にかけて減少しているが、「犯罪被害者給付制度」、「公判記録の閲覧、コピー」ではほぼ同率での推移が見られ、「民事損害賠償請求」は事件から1年以降の方が、利用率が増加している。また、事件から1年以内の利用率が低い支援・制度で事件から1年以降に利用率が20%を超えるようなものはひとつもなかった。すなわち、支援・制度の総合的な利用率は、事件から1年以内での認知及び利用が重要だといえる。本調査結果ではカウンセリング等の利用率が少なかったが、事件から1年以降に受ける可能性が高いこのような支援・制度についても、事件直後からの継続的な情報提供で利用率の拡大が望まれる可能性を示唆している。

事件から1年以内ではいずれの類型でも警察による情報提供や連絡活動、カウンセリング、及び「自助グループへの参加」の利用率が20%を超えている。殺人・傷害等及び交通事故の被害者では、上記の他に裁判に関する支援・制度の利用率が高い。性犯罪の被害者では、「ハローワークによる就労支援」、「医療保険制度」、「スクールカウンセラー等による心のケア・転校等の配慮」の他、支援団体等からの様々な支援の利用率が20%以上あり、他類型よりも高くなっている。

満足度については、いずれの類型でも、支援団体等からの支援を受けたり、「自助グループへの参加」を行ったと回答した人の過半数は、それらに満足していると回答している。殺人・傷害等及び交通事故の被害者では、特に事件から1年以内で、警察による情報提供に満足していないと回答した人が多い。また、「刑事裁判における意見陳述等」や、「公判記録の閲覧・コピー」、「民事損害賠償請求」といった裁判に関する支援・制度については、事件から1年以内1年以降ともに満足していないと回答した人が多い。性犯罪の被害者では事件から1年以内に受けた「警察による相談・カウンセリング」に満足したと回答した人の割合が高い。

Web調査では、各支援・制度の利用率は総じて低い結果となった。事件から1年以内ではいずれの類型でも警察による情報提供や支援の他に、「医療保険制度」、「休暇の取得など職場における配慮」の利用率が20%を超えている。これらの利用率がパネル調査より高いのは、会社員または公務員の割合がWeb調査の方が高い(約4割)ためだと考えられる。殺人・傷害等及び性犯罪の被害者では、上記の他に「警察による相談、カウンセリング」、「警察の身近警戒やパトロール等による身の安全の確保」の利用率が20%を超えている。

満足度については、特に殺人・傷害等及び性犯罪の被害者で、警察の情報提供や連絡活動について満足しなかったと回答した人が多い。

「医療保険制度」については、満足していないまたはどちらともいえないと回答した人が大半を占めた。「休暇の取得など職場における配慮」については、満足した利用者と満足しなかったと回答した人がほぼ同割合を占めた。

利用率について、例えば「警察からの「被害者の手引き」による情報提供」については、警察における運用において、かなり以前から、死亡・重傷害の事件・事故においては必ず渡されることになっており、利用を否定した人の全てが提供すらされなかったとは考えづらく、提供されたが事件の影響等のためその認識がなかったり忘れてしまったりした人や、特に活用しなかった人なども含まれていると考えられ

る。本設問はパネル調査と Web 調査で、利用率に大きな差がみられた。パネル調査では利用率が20%を超えた支援・制度が事件から1年以内で平均14項目、1年以降で10項目にのぼったことに対し、Web 調査では事件から1年以内で7項目、1年以降で0項目であった。利用していると回答した人の少なさについては、基本計画策定後に創設・改変された新しい制度が多く含まれていることも関連しているが、両調査の差異については、問12同様、情報提供の分野において被害者団体・支援団体等の民間団体が一定の役割を果たしていることを示しているとともに、関係機関・団体における制度の周知・啓発に課題を提示した結果と言える。

◆二次的被害について(問18)◆

問18 二次的被害について

全体の傾向として、パネル調査、Web 調査ともに、事件から1年以内から1年以降にかけて傷つけられたと感じる人(二次的被害をうけたと感じたことが多かった人)の割合は総じて低くなるが、二次的被害を受ける対象の傾向は変わらない。

また、両調査ともに、いずれの類型でも「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」から気持ちが傷つけられることが多かった人の割合が高い。さらに、家族や友人、職場や地域の人など、普段の生活において身近な人々から二次的被害をうけた人も一定割合を占めた。

パネル調査では、「加害者関係者」や「捜査や裁判等を担当する機関の職員」に加え、事件から1年以内で殺人・傷害等の被害者では「報道関係者」から、性犯罪の被害者では「病院等医療機関の職員」から、二次的被害をうけた人が他類型よりも多かった。また、身近な人々からは、殺人・傷害等及び交通事故の被害者では「家族、親族」と「近所、地域の人」から、性犯罪の被害者では「同じ職場、学校等に通っている人」から、気持ちが傷つけられたと感じた人の割合が他類型よりも多かった。

「世間の声(インターネット掲示板への書き込み等)」から気持ちが傷つけられことがあった人の割合がいずれの類型でも2割から3割を占め、特に性犯罪の被害者では「報道関係者」よりも割合が高かった。インターネット環境は近年着実に整いつつあるが、被害者は言動などで直接傷つくことを言われるだけではなく、見知らぬ他人からもインターネット等でも傷つけられる状況にあることがうかがわれる。

Web 調査では、全体的に、「関わりがなかった」と回答した人が多数を占める結果となった。これについては、身近であることが多いと思われる家族や友人、近所の人々に関しても「関わりがなかった」と回答している人が多いことから、「関わりがない」という表現を事件に関して話すなどの接触がなかったと解釈した回答者が多かったこと等が理由として考えられる。関わりがあった人の中での回答傾向は、パネル調査とほぼ同様であった。

◆今後実現・充実させていくことが望ましい施策について(問19) ①◆

問19 今後実現・充実させていくことが望ましい施策

全体としては、「加害者の情報提供の拡充」、「民事損害賠償請求への援助」、「PTSD 等重度ストレス反応の治療専門家の養成」等、情報提供や経済的援助、精神的ケアといった施策・事業全般に渡って、充実を望む声が大い。

経済面の援助では、両調査のいずれの類型についても「民事損害賠償請求への援助」、「犯罪被害者等に対する給付制度」の充実を望む声が高かったが、基本法の制定以降、こうした被害者の声を受け、「民事損害賠償請求」については「損害賠償命令制度」の導入や「捜査・裁判情報の提供」の拡充が、「犯罪被害者等に対する給付制度」については、平成18年4月の制度対象の拡充に加え、平成20年度中には抜本的な給付金額の引き上げ等の制度改正が予定されており、今後の調査における推移に注目する必要がある。

精神的ケアについては、「PTSD 等重度ストレス反応の治療専門家の養成」は性犯罪の被害者で充実を望む割合が高い。特に性犯罪の被害者では「PTSD 治療専門家養成以外の医療体制の整備」も充実を望む人が3割を超え、他類型よりも精神的なケアの充実が切望されていると考えられる。

パネル調査では、上記施策のほかに、殺人・傷害等では「刑事裁判・少年審判への参加の機会拡充」、「地方自治体における支援体制の充実・強化」、交通事故では「刑事裁判・少年審判への参加の機会拡充」、「司法・行政機関職員の理解・配慮の増進」、性犯罪では「加害者の改善更生」が上位を占めた。「刑事裁判・少年審判への参加の機会拡充」や「司法・行政機関職員の理解・配慮の増進」といった裁判に関わる配慮や支援について、殺人・傷害等及び交通事故の被害者で望む人の割合が高いが、この2類型については「地方自治体における支援体制の充実・強化」も望む人の割合が高いことから、性犯罪の被害者よりも裁判所や自治体等様々な窓口での対応を受ける機会が多い状況にあることが示唆される。性犯罪の被害者については、「居住の確保」や「雇用の確保」といった、生活の根幹に関わる事項についてのニーズがそれぞれ20.0%、16.0%と他類型よりも高く、厳しい状況に置かれていることがうかがえる。

Web 調査では、ほかに、殺人・傷害等では「加害者の改善更生」、交通事故と性犯罪では、「報道機関からのプライバシーの保護」が上位を占めた。「報道機関からのプライバシーの保護」について、性犯罪の被害者で充実を望む人の割合が39.6%と多数を占めたことについては、他の被害に比べると性犯罪について報道されることは少ないが、他の事件の被害にあわれた人が報道され、プライバシーを侵害されている様子を見ることに精神的な負担を感じる人が多いのではないかと考えられる。

◆今後実現・充実させていくことが望ましい施策について(問19) ②◆

「問19 今後、実現・充実させていくことが望ましい施策」 類型別上位5位

	類型	1	2	3	4	5
パネル調査	殺人・傷害等	給付制度の充実	民事損害賠償請求への援助	刑事裁判・少年審判への参加機会の拡充	加害者の情報提供の拡充	地方自治体における支援体制の充実・強化
		45.9%	44.3%	41.0%	39.3%	29.5%
	交通事故	加害者の情報提供の拡充	刑事裁判・少年審判への参加機会の拡充	民事損害賠償請求への援助	PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成	司法・行政機関職員の理解・配慮の増進
		60.4%	38.5%	35.4%	35.4%	34.4%
	性犯罪	PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成	PTSD等の治療専門家養成以外の医療体制の整備	給付制度の充実	加害者の改善更生	加害者の情報提供の拡充
		40.0%	32.0%	32.0%	32.0%	28.0%
ウェブ調査	殺人・傷害等	民事損害賠償請求への援助	加害者の情報提供の拡充	PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成	加害者の改善更生	給付制度の充実
		45.7%	41.4%	30.0%	24.3%	22.9%
	交通事故	民事損害賠償請求への援助	給付制度の充実	加害者の情報提供の拡充	PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成	報道機関からのプライバシーの保護
		51.3%	28.5%	27.0%	22.1%	20.6%
	性犯罪	民事損害賠償請求への援助	報道機関からのプライバシーの保護	PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成	加害者の情報提供の拡充	PTSD等の治療専門家養成以外の医療体制の整備
		40.4%	39.6%	35.1%	35.1%	33.3%

【構成員コラム 1】

全国犯罪被害者の会 副代表幹事 松村恒夫

昨年の「国民意識調査」に引き続いての参加であり、犯罪被害者といっても千差万別であることは理解していたつもりでしたが、今回の調査は、更にその感を強くさせられました。これは、必要とされている支援策が、犯罪被害者個々に異なるので、それに応じてきめ細かく行われることが必要であり、そうすることによって、いくらかでも被害回復が図れることを示していると言えます。しかし、その回復には時間がかかること、あるいは一生かけても回復しない被害者もいることがわかりました。

パネル調査とweb調査ということで、比較的自分で行動することが出来る被害者が対象となったパネル調査と客観的に物事を見ているweb調査対象者という見方もできたと思います。どちらの被害者も加害者情報提供の拡充は望んでいる一方、今後実現させていくことが望ましい施策に違いが現れています。パネル調査対象者は、司法制度の充実に重点をおいていますが、web調査対象者は民事損害賠償請求への援助、PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成に重点をおいています。殺人・傷害の被害者や性犯罪被害者が加害者の改善更正を施策に挙げていますが、これは、報復を恐れてのことだと考えられ、受刑施設での矯正教育の更なる充実が望まれているのではないかと思います。

事件に遭遇して、家族の絆にも大きな影響を与えている事が、今回の調査で明らかになりました。殺人・傷害の被害者は、家族の信頼関係が深まったと言う回答が比較的多かったのに比べ、交通事故被害者は不和が起こったと言う回答が多かったのには、金銭的なもの以外にも深刻な影響があったことを窺わせています。犯罪被害者の中でも性被害者は今まで余り声をあげてきませんでした。今回の調査を通じて、性被害者は特に精神加療の必要性を強く訴えていることが明確になりましたが、基本計画の中でも重点施策となっており、性被害者が、何処へ行けば相談加療が受けられるかなど広報に努める必要があります。そのためには、地方公共団体の犯罪被害者専用窓口の設置とその広報が必要であり何度も悲惨な事件を話さないですむ様にしていく必要を感じました。

パネル調査対象者の方が犯罪被害者給付金支給等各支援・制度の利用者が多い事を見ても、そのような組織は、被害者にも施行側にも有効であることが明確になり、今後このような団体に対する支援策も制度施策の実効を挙げるには不可欠であり、暖かい、充実した施策を期待いたします。

犯罪被害者に対する各種施策は、その端緒についたばかりと言っても過言でなく、この種の調査により、その施策の進捗状況、満足度、改善点等が毎年把握されて、より良い施策になっていく事に期待したいと思います。

